令和4年度 第2回 三重労働局公共調達監視委員会議事

令和5年1月30日(月)開催 三重労働局 地下共用会議室

※進行 総務課長

1 あいさつ 総務部長あいさつ

2 契約案件の審議等

• 令和4年度第2回公共調達審查会審議結果報告

開催日:令和5年1月30日(月)

開催場所: 津第二地方合同庁舎 地下1階 共用会議室審査対象期間: 令和4年4月1日から令和4年8月31日まで審査対象契約案件及び審査案件: 審査対象契約案件54件中、審査案件36件

審査結果 : すべての案件において所見なし

本監視委員会の抽出案件 : 令和4年度分

審査対象期間 : 令和4年4月1日から令和4年8月31日まで 審査対象契約案件及び審査案件 : 審査対象契約案件36件中、審査案件24件

審查案件24件 : 一般競争入札16件、随意契約8件

• 契約事案審議

○整理番号1「伊勢公共職業安定所移動式書架新設工事」

委員:資料ですと、6ページ、7ページ予定価格の表記ですけれども、当初の予定価格設定につきまして、A社、B社、所謂、契約業者と競合他社の2社から予定価格を頂戴して予定価格設定していただいたようですが、結果として入札状況を見せていただくと最終的に契約業者さんが落札をされた。しかも落札率が低い価格で設定されている。ということは、自分のところが(事前に参考見積を)出したけれども、それより大分低い価格で落札された。競合他社さんも自社が出された参考見積1,200万円よりも入札が非常に低い。これは入札と開示状況、予定価格の開示状況の差はどういうところにあるのか?

会計:差額につきましては、参考見積ですと所謂関係会社がまだ本気で出していないような価格でありまして、入札時の見積になりますと、どうしても取りたいということでかなり値引いた価格になっておりまして、その姿勢の差が価格に反映されたものということになるかと思われます。

委員:まぁ入札したいと言う気持ちは良くわかります。でも68.6%(の落札率)というのは大分低すぎるかなと。ということは、入札期間の意味があるのか本当にあるのかどうかという疑問がありますが、いかがでしょうか?

会計:今回は契約業者がどうしても伊勢の新庁舎に書庫を搬入したいという気持ちが強かった ために相当な値引きになったということになったと考えております。

委員:最終的に入札額が低くて済んだわけですから問題はないと思うのですけれども、やはり

予定価格が高すぎますと結果的にもっと高いもので落札となる可能性もあるわけですから、この辺をより慎重な・・・正確性といいますかその辺もよろしくお願いしたいと思います。

委員:はい。特に意見が無いようですので審議の結果、整理番号1番につきましては「適正」 ということにさせていただきます。

○整理番号2「令和4年度津第二地方合同庁舎及び津公共職業安定所・三重障害者職業センター合築庁舎清掃等業務委託契約」

委員: 一つまず確認ですけれども、契約金額が5,938,000円となっていますが、5,938,900円ではないでしょうか?

会計: 失礼しました。 5, 938, 900円です。

委員:ちなみに業務内容につきましては、例年と変わっていないということですか。

会計:そうです。昨年度のこの契約と仕様は特段変更しておりません。

委員:前回は不調が続いて入札が2回あったが、今回はたまたま1回で済んだということですね。ただ、業者は変わったということですか?

会計: そうですね。業者は変わっておりまして、今年から、この入札から入ってきていただい ている業者さんです。

委員:この会社、本社が福岡の会社のような感じですけれども、その辺は別に問題はないです よね。

会計: そうですね、一応仕様の中にここから1時間以内に行き来できるような事務所があるようにと書いておりますので、そこを満たした状態で入ってきていただいております。

委員:結局、競争入札の原理が働いて比較的低く金額が抑えられたという、入札としては良い 結果だったのかなと思いますけれども。ただ、この案件とは関係ない話になってしまう のですが、今年以降、今度の入札価格、予定価格の計算ですけれども今回の最低賃金の 上昇率を感じて計算されていただいているようですけれども、新年度はどうするのでしょうか?

会計:来年度のことですよね?

委員:結局そうですね。

会計: 軒並み役務のみならず物品の価格上昇が続いておりますので、なかなか予定価格を立て 辛いところではあるのですけれども、この令和4年度の各入札参加業者さんの価格を見 るのと、最低賃金の上昇率ですとかその辺を加味して予定価格を立てております。

委員:やってみないとわからないわけですからね。不調とか不落とかが相当出てきてしまうのかなという風に思いますし、業者さんも最近は納入期限等を決められると逆に怖くて手を挙げられないということも出てきてしまいますので、その辺も今後の入札にはご検討、考慮していただくとよろしいかなと思います。

委員:(資料の)9ページの仕様書のところなのですが、これは前年度からの変更等はあるので すか?

会計:特段変更はしておりません。

委員:これは定期的に見直しとかされて、追加、削除等はあるのですか?

会計: そうですね、例えば来年度に向けての仕様書になりますと、職業センターさんから申し 出があったりしたことを付け加えたり文言を変えたりしながら、適宜業者さんに理解し ていただきやすいような形で修正は加えております。

委員:わかりました。ありがとうございます。

委員:では整理番号2番につきまして問題がないということで判断させていただきます。整理番号2番については「適正」と判断させていただきます。

○整理番号3「令和4年度 津第二地方合同庁舎及び津公共職業安定所・三重障害者職業センター合築庁舎設備維持管理業務委託契約」

委員:この契約については再委託がいくらかあるみたいなのですけれども、資料の32ページですかね・・・。再委託につきまして、労働局として確認とかはどういう形でされるのでしょうか。

会計: 再委託の金額等を確認させていただいて、その範囲内であるかということを主に確認した上で認可の方をしております。

委員:したがって、契約の段階で再委託比率が範囲内かどうかを確認していただいて、それ以 降はお任せという形になるわけですか?

会計: そうですね、再委託の要件としまして、何かあったとしても委託者の方で全責任を負う という形になっておりますので、契約業者の方で関与していただいていると思います。

委員:まぁ、ないとは思いますけれども、急に再委託(比率)が結果として高まってしまった ということは現実ないでしょうけれども、もし起こった場合には契約違反とかそういう 風な形になってきてしまうという理解でよろしいでしょうか。

会計: そうですね。その場合は契約業者さんと話をして協議をしていくという形になると思います。

委員:はい、わかりました。

委員:(資料の)33ページの再委託の表なのですが、例えば、再委託先の業者さんは岐阜とか大阪なのですけれども、契約金額が200,000円とか180,000円で岐阜や大阪から来られて対応とかいうことであると、旅費とかそういう問題もかかってきますし、なるべくせめて名古屋ぐらいまでのところで再委託ができないのかという話はこちら側からできないものなのか。

会計: 再委託先の業者の選定に対して、こちらから特に意見を言ったりするということはない のですけれど、こちらの各再委託業者さんと契約業者さんの間でたぶん長年のお付き合 いといいますか、そういったものから信頼に足る業者さんだということで例年再委託先 として選定をされているものだと意識しております。

委員:わかりました。ありがとうございました。

委員:ちなみに、この契約は例年モノということですけれども、去年も同じ業者さんですか。

会計:そうですね。ここ何年かは同じ業者さんで落札をいただいております。

委員: きちんと入札していただいておりますので問題ないでしょうけれども、長く続くという ことに関しては検討されたりということはありますか。

会計:1者だけでなく例年何者かに入っていただきますし、その入札の説明書自体も問い合わ

せを多くいただいている契約でもありますのでその辺は問題ないかなと思います。

委員:はい、わかりました。この件については、特に問題はないということで、逆に言えばそれが続くと、(事実上) 随意契約のほうに変わって行ってしまう可能性があるということになるのですかね。(競争意識が働く) 入札が続くようにきちんと対応をお願いしたいと思います。

委員: 再委託先の業者のチェックの関係で参考までに教えていただきたいのですが、契約の相手方については所謂暴力団等に該当しない旨のという話になると思うのですが、再委託先が暴力団等の関係先ではないかどうかっていうような確認は意識されているのですか。

会計:契約業者さんからいただいているような誓約書自体は取り交わしをしていないですけれ ど、当然その辺は責任をもって選定をして委託先としてやっていただけるところですね。 例年各業者さん入ってきていただいておりまして、問題なく運営・設備管理していただ いていますので問題ないと思います。

委員:ですから、基本契約に(委託先が)その反社勢力(でないこと)の確認が入るということですので、再委託先も含まれると理解してよろしいですね。

委員: それでは、整理番号3番につきましては、特段ご意見もないようでございますので、審査の結果「適正」と判断させていただきます。

○整理番号4「令和4年度 リコー製電子複写機の保守並びに消耗品の供給業務委託契約」

委員:確か前回(の監視委員会)もあったと思いますけれど、『リコーの機械を使えば仕方ないよね』というような判断だったかなという風に思いますけれども、今回も入札が1者しかないということで、何か対応はされましたか。

会計: 声掛け自体は例年行っているのですけれども、どうしてもやはり入ってきてくれる(入札に参加してくれる)業者さんが限られてしまうというところで、中々対応に苦慮する契約であると思います。

委員:まぁ、現実的にはそうでしょうね。だと思います。

委員:仕方ないという表現がいいのかどうかわからないですけれども、結果こうなるだろうな とは思います。

委員:審査の結果「適正」というふうに判断させていただきたいと思います。

○整理番号5 「令和4年度 桑名、四日市、鈴鹿、津、伊勢、伊賀公共職業安定所駐車場等 交通誘導業務委託契約」

委員:契約自体は去年と一緒でしたか。

会計:契約のひな型は変わっているのですけれども、内容としては同じです。

委員:一部地域によって分けていたのは、駐車場(の入札案件)を分けていたことはなかったでしたか。(どの入札だったかは不明だが)一部地域を分けていた(ことについて)微かに記憶がありますが、これについては一緒ですか。

会計: そうですね。昨年とは同じ地域で(入札を公示)させていただいております。

委員:(資料の)12ページのところと33ページのところなのですが、前年(の契約先)が今回の競合他社M社さんで(当時の)予定価格が1,900万くらいでしたが、今回予定価格が1,836万円くらいとなっているのですが、全体的に去年よりも物価等の上昇で予定価格が上がっていると思うのですが、ここはどうして予定価格が下がっている形となったのしょうか。

委員:(資料の)33ページの20番のところの前回の調達状況のところで、契約が令和3年4月1日、前回の契約の予定価格がだいたい1,900万くらいで、予定価格を考えると今年はそれよりも少し高くなるのかなと思ったら、今回の予定価格は(資料の)11ページのところでは1,836万くらいと逆に下がっている状況なのです。ただ、前年の契約業者M社さんの入札の状況をみると去年は契約が1,549万くらいですけど、今回の入札では1,603万くらいとちょっと上昇して入札しています。今回落札はできませんでしたけど、(入札金額が)上昇しているのですが、予定価格だけなぜかちょっと下がっているのは何か去年と今年で変更点とかがあったのかと思いまして。

会計: すみません。前回の予定価格19,059,350円とあるのですけれども、こちらは税 込の価格になっておりまして、今回(資料の)11ページの予定価格は税抜の価格になっております。ですので、税込の予定価格としては20,205,498円となりますので、(予定価格が)上がっている状況になるかなと思います。

委員:(資料の)33ページの方が・・・・税抜ですか。

会計:(資料の)33ページの予定価格は税込です。

委員:(資料の) 16ページは税込となっていますよね。

会計:(資料の)16ページの予定価格調書自体は税込で。

委員:(資料の) 33ページは税込でよかったですか。

会計:(資料の)33ページの前回のところ、20欄の前回の調達状況の予定価格は税込です。

委員:わかりました。ありがとうございます。

委員:確かにこの資料を見させてもらって、税抜、税込がいろんなところでぐちゃぐちゃでちょっとわかりにくいなというのが正直前々から思っていたところなのですけれども、(今回) ちょうど良いご意見をいただきました。何かご検討していただくといいのではないかと思います。

会計:はい、そうですね。予定価格としては税込という形になってくるので、入札の札を入れる価格としては「税抜」というところで、若干迷ってしまうところもあるかなとは思いますので、ちょっとはっきりできればいいかなとは思います。

委員: せめて「税込」とか「税抜」とかの表示にしていただくのもひとつの(手段)かなと思います。。

会計:はい。

委員:ひとつ、しょうもないことで申し訳ないですが、(資料の) 16ページの先ほどのところなのですが、予定価格調書の日付が入ってないですが、これは何かあるのですか。

会計: そうですね、案の段階で(つまり)決裁をとる段階では(日付を)抜いた状態で決裁を とっている関係で、今回の提出資料の状況としてはちょっとふさわしくないです。

委員:ちゃんとした完成版には、日付は入っているということですね。

会計:はい、そうです。

委員:ちなみに、(案に) 契印というか割印がしてあるような感じのものが写っているのですけ

れども、これは何か意味があるのでしょうか。

会計:おそらく正式版の(予定価格)調書と・・・

委員: それと割印している。

会計: そうです。

委員:ちなみに競合他社T社は全然価格が違うところで入札されていますけれども、これは(積 算根拠の)前提が違うというか考え方が違っていたのですか。わからないと思いますけ ど。

会計: そうですね。なぜこの金額かは確認していないのですけれども、そこまで(落札する) 気がないのか・・・。

委員:ここまで(入札金額が)離れてしまうと、入札の意味がないということになってしまいますので、もう少し来ていただくなら(入札する)なら本気を出してもらいたいというか、慎重な対応をしていただければなと思います。

委員:では、特に問題はなさそうでございますので、整理番号5番につきましても審査の結果 「適正」と判断させていただきます。

○整理番号6 「令和4年度 事務用品等単価契約」

委員:これもだいたいいつも2者出てきて、同じような内容ですよね。

会計: そうですね。品目としては例年だいたい同じような形で、なるべく(入札)公告期間を 取るような形で入札をかけてはいるのですけども、中々入ってきて(入札に参加して) いただけない。今回は2者です。

委員: 2者はだいたいいつも手を挙げていただけるところで、前回もこの契約業者さんでしたか?

会計:はい、同じ業者さんで。

委員:ちなみに先ほどの話ではないですが、こういうの(事務用品)もどんどん単価が上がってきておりますけれども、一応この契約上、結果上は向こう1年間はこの金額で(単価契約を)していただくことなのですか?

会計: そういう内容で契約をしております。

委員:何か特殊条項みたいなものは。"仕入値が)何割以上上がれば(価格の)再見直しをする "とかいうものはないのですか。

会計:そうですね、年間を通してということで契約をおねがいしておりますので(ないです)。

委員:では、業者さんとしては相当のリスクを抱えながらということになってしまうわけです よね。異次元の物価高ですので、2,3割上がるのは当たり前という状況ですので・・・。 最後の年度末にはどうなっているのかちょっと想像がつかないということなのですけれ ども、労働局としてはこういう形で1年間約束をしていただくということですね。わか りました。

委員: それでは、整理番号6番は単価契約ですので、「適正」というふうに判断させていただきます。

○整理番号7 「令和4年度 トナーカートリッジ類単価契約」

委員:これは結局リコー製ですから、(入札業者が)わずかなところになるのでしょうけれども、 前も1者じゃなかったでしたよね。

会計:そうですね、(令和)3年度も2者入ってきていただいていますね。

委員:今年度はさらに広めていただいて、もう1者追加して手を挙げていただいたということで。

会計:はい。

委員:でも、結果は一緒ですね。(契約した) 印刷業者さんは一緒なのですね。

会計: そうですね、はい。

委員:だいたい(特定の業者に)決まってきてしまうのでしょうね、なんだかんだ言いながら・・・ (特定の業者で)仕方ないのかなというというところはあるのかなと思いますけど・・・。

委員:では、特にご意見もなさそうですので、整理番号7番につきましても「適正」というふ うに判断させていただきます。

○整理番号8 「令和4年度 若年者地域連携事業委託契約」

委員:前回(の監視委員会)も(対象事案として)あったようですが、同じところですかね。

会計:いえ。落札業者さんは令和3年度は別の(契約)業者さんです。

委員: 落札金額は去年と比べてどうなのですか。

会計: 去年の契約金額としては1,800万、1,815万円です。

委員:だいぶ下がっている。予定価格からも下がっていますし、契約(金額)も下がっている ということですので、仕様がちょっと変わったということですか。

会計: そうですね。予定価格自体もだいぶ下がっておりますので、若干の仕様変更等があった と思います。

委員:仕様が変わったことによって、前年の業者さんは手を挙げて来られなかったという理解 ですか。

会計: そうですね。入らなかった(入札しなかった)理由までは詳細を確認してないですが、 前回落札した業者さんが実際(委託事業を)行ってみて今回入られなかったのか、他に も(当該業者は)委託事業を抱えておりますのでそういったところとの調整で今回入ら れなかったのかと(推測します)。

委員:今回は(公益法人ではなく)株式会社、民間企業さんが受けていただいたということに なるのですね。

委員:特にご意見はなさそうでございます。委託事業ですからいつも申し上げさせていただきますけれども、入口(=契約)より出口(=監査)が必要なのだろうと思います。(委託事業の)実施状況を確認していただいて、最終(事業経費の)支払の確認をされた上での(委託費の)支払でしょうから、その辺りもしっかり最後まで管理、監視していただきたいなと思います。

委員:ということで、整理番号8番につきましても、特段問題なしということで、「適 正」と判断させていただきます。 ○整理番号9 「令和4年度 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委 託契約」

委員:これも先ほど(の事案の時に)言った昨年と同じということなのですね。昨年度、(整理番号)8番(の契約の相手方)がここだった。そうですよね。

会計:(整理番号) 8番の契約も令和3年度が今回の契約業者さんです。

委員:(今年は、) そこ(整理番号8番の入札)を降りられて、(この整理番号) 9番につきましては引き続き(契約)していただいていると。

会計:そうですね、はい。(令和) 3年度の続きを。

委員: まあ、こちら(の案件) に特化されたということかもわかりませんし・・・。仕様書とかは変わってないのですか。予定価格と契約金額もあまり変わってないのですか?

会計:そうですね。予定価格自体もほぼ変わっておりませんので、大きな変更はないのかなと (思います)。

委員:契約金額はどうですか。

会計:契約金額につきましては、昨年が2,118万で、(今年が)2,160万で、若干・・・。

委員:世間並みに上がっているのですね。

会計: そうですね。

委員:一応、これも入札は1者ですけれども、声掛けはしていただいていますか。

会計: そうですね。昨年度は3者入って来ていただいておりますので、同じように出してもらっているのかなとは思っています。

委員:前年から始まっている事業でしたか。

会計:以前から(令和2年度から)。

委員:たまたま去年は3者(入札)で多くなったということですか。

会計:はい。

委員:また1者(入札)に戻っちゃったということですね。

会計: そうですね。

委員:できれば(多くの業者・個人に参加してほしい)ね。

委員:特段ご意見なさそうでございますので、整理番号9番につきましても、「適正」と判断させていただきます。

○整理番号10 「令和4年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 委託契約」

委員:これは(私が入札案件に間接的に関与した)当事者でもありますので、中々言いづらいところもあるのですが、非常に低価格の入札で良いのは良いのでしょうけれども、(私が当該入札の)技術審査委員長を務めさせていただいておりまして、その時は当然会社名ももう1社の(競合)相手さんがどこから手を挙げて(入札して)来ていただいているのかもわからない状況で、提出資料だけを審査させていただきました。よくあるのが、安かろう、悪かろうと言って技術点は低いけれども値段、価格の方が低いもので、結果そっち(低価格を提示した方)が落ちた(落札した)事例がありますが、この場合は技

術的にも評価上も非常に成績が安定、安心できる相手さんかなということで判断させていただいて、資料51ページの表を見ていただいても全然違う数字(評価点)を付けさせていただいたのですけれども・・・。ただ価格UPは、技術審査の中では全くわかりませんので、(まさか)こんな低い価格で出して(入札して)いたのだなという興味で勉強しました。低入札の理由も書いてもらってありますし、きちんと調査もしていただいてありますし特に問題はないと思います。こういう風な手慣れたところに(委託事業を)やっていただくのは価格的には低くなってくるのかなと(思います)。そういう良い面もありますし、逆に慣れてしまって(競争性がなくなって、結果として規約の相手方が固定してしまうのが)当たり前になってしまうというところもあります。そういう面は難しいところでもありますが、(契約の相手方が)コロコロ変わればいいとは私は思っていませんし、(契約の相手方が変わらない方が)良いところもあるのだろうと思いますけれども、それが馴れ合いとかマンネリに繋がらないようにはしていただきたいなという風には思っております。そういう意味では、技術審査等そういうのも必要になってきますね。

委員:では、整理番号10番につきましても、低入札であったということもありましたけれども、調査等きちんとしていただいておりますし、問題はなかったということで審査の結果は「適正」というふうに判断させていただきます。

○整理番号11 「令和4年度 一般健康診断及び特殊健康診断業務委託単価契約」

委員:これも例年決まったところにお願いしているわけですよね。

会計: そうですね。契約業者さんが例年落札して(事業の)実施をいただいております。

委員:前(の監視委員会)にも話はあったと思いますが、なかなか実際民間とかその辺ではこの金額ではやってもらえないかもわかりませんし、どうしても(契約の相手方が)偏ってしまう。

会計: 中々広範囲な地域をカバーしていただくことになりますので、中々入って(入札に参加) いただける業者さんが限られているという現状ですね。

委員:ただ、落札率がだいぶ低いのですけれども、この辺の理由は何かあるのですか。

会計:一応予定価格の立て方としては、インターネットで健康診断項目をやっている病院さん の価格から取っていくのですけれども、割と地域をランダムにとってしまったので、三 重との価格のずれが出てしまったのかなというところはあります。

委員:ちなみに、去年の契約状況はどうでしたか。

会計:去年の契約金額が4,625,500円で予定価格が7,830,416円です。

委員:去年も結構(予定価格と契約金額が)離れてはいるのですね。

会計:そうですね、はい。

委員: 予定価格の取り方を・・・(考えてもらう)。(予定価格を) あまり低くしてしまうとさら に入札がしづらくなるかもわかりませんけれども、その辺はバランス考えて(やっていただく)。(後は) 1者ということにつきましての色々な討論等ですかね・・・。

委員:では特にご意見がなさそうですので、整理番号11番につきましても、「適正」と判断させていただきます。

○整理番号12「令和4年度 就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した 支援事業委託契約」

委員:これもやっぱり去年と一緒のところですか?

会計:そうですね、去年も今回の契約業者さんが落札しております。

委員: 去年の契約金額と予定価格を教えて下さい。

会計: 去年の契約金額が7,208,236円、予定価格が8,998,776円となっております。

委員:予定価格が下がっているようですけれども、何か仕様変更等がありましたか。

会計: 仕様書における内容自体は変更がないのですけれど、(実施) 回数とかそういったところ で若干のずれがでてきているのかと思います。

委員:回数を減らしたということは、去年1年間の業務を通じて(回数を)減らすことに問題 が無かったという判断ですよね。

会計:基本的には本省から(事業の実施概要が)流れてきているものになるので、それに応じて決定しているような(感じです)。

委員:技術審査もしていただいて、評定もそんなに悪くないところで継続してやっていただい ているということかなという風にお約束いただきました。

委員:これまた入札1者ということですけど、中々『手を上げてください』といっても難しい ところはあると思いますが、一応、声かけは(今後も)続けていただければと思います。

委員:では、審議の結果、整理番号12番につきましては「適正」というふうに判断させていただきます。

○整理番号13 「令和4~8年度 三重労働局業務用自動車賃貸借契約」

委員:所謂、車のリース契約ですよね。

会計:はい。

委員: 今後は、公用車を購入するのは止めてリース契約に全部移行するということですか?

会計:そうです。全国的にそういう流れになっております。

委員:わかりました。ありがとうございます。

委員:素朴な疑問ですけれども、要は普通乗用車を実際に借りるって話ですよね。なぜ(入札が)1者なのでしょうか。車(の)、販売会社もリース会社もいっぱいあると思うのですが、その辺の理由というのは何かあるのですか。

会計: 声がけは、複数の会社にしておりますけれど、世界的な半導体不足の関係がありまして、 こちらの(指定する)納車日までに納車できる業者さんが中々来ていただけなかったので こういった状況になっております。

委員:毎回(業者が応札せず)不人気ですよね

委員:前の購入(案件)の時も(こういう状況が)ありましたよね。

委員:前もリース (案件) でしたか。 委員:購入 (案件) も不人気ですよね。 委員:手間暇かがかかりすぎるということでしょうか。

委員:民間とこういうところ(官公庁)は違うということですかね。契約とかメンテとか色々なもので融通が利きづらいというか縛りが多いので皆さん手を挙げづらくなっているのという理由があるのですかね。前々から(監視委員会審議案件で)車買うのに(入札業者が)1者しかないという記憶にあるのですけれども。

会計:販売業者さんとかリース業者さんはたくさんあると思うのですけど、こちらの調達は令和3年度から始まっていまして、令和3年度は3者入ってきてくれて競争させてもらっているのですけれど、(当時の契約)金額とかを見て『今回は先送り』みたいに(応札に反対にしておく等)ところもあって・・・。声かけはしているのですが(業者が)辞退している状況ですので、リース規約自体としては、(契約の相手方が)民間だから官公庁だからということは関係ないかと思うのですけれども、そういったところ(理由)で応札自体がなかったということです。

委員:今回は、コロナの影響というか半導体(不足)の影響が大きいということですか。

会計:はい。

委員:ちなみに、業務用公用車というのは、全体で何台くらい、三重県(労働局)全体では何 台くらいあるのですか。

会計:30台後半くらいだったと思います。それを順次3~4台ずつ替えて行って最終的には (所有車を)0にして行くという、全てリース車に替えていくというような方向性になっています。

委員:今何割くらい替わっているのですか?

会計:令和3年度からですから、令和3年で3台、今年で4台くらいなので。

委員:まぁ、1割弱。

会計: そうですね。これから徐々に(増えていきます)。

委員:ちなみにリースですから、リース契約が終わったら新車に替えますか。先のことなので わからないですけれども、予定としてはいかがですか。

会計: そうですね、その時にどうするかというのはあります。更新になる、また新たに再度(リース契約の)入札するのかなと思っています。実際にはまだ始まったばかりですので、その時に新たにどうするか出てくるのかなとは思います。

委員:所謂購入の場合は使用年数、何年くらい使ってみえたのですか。

会計:公用車(に関しては)、実際どれだけというのはわからない。

委員: 3年や5年ではない・・・。

会計: そうですね。

委員:もっともっと長いということなのですよね。

会計:はい。

委員:そう考えると(リース契約期間が)終わっても再リースになるかもわからないですね。

会計: そうですね。ただこれは入札しているので、(リース原契約の) 延長というのはどうなのかなということはあるので、またさらに入札になるのかなと(思います)。

委員:ある意味命がかかっているモノでもありますので、あんまり古いモノでもいつ壊れるか というのも困るでしょうし、予算の関係もあるので、あまりコロコロ替えるわけにもい かないでしょうし、そのあたりは機能とか安全性を考えて更新していただければなと思 います。 会計:はい、わかりました。

委員:資料の19ページのところの仕様書を見ますと、上から4行目の『スタッドレスタイヤ の装着の有無』が"無"になっているのですが、同20ページのところをみると、この 車の納車場所に伊賀の方が入っていますので、あの辺りですと雪かも・・・。寒いとこ ろですので、スタッドレスタイヤを冬は(装着)した方が良いのではないかと思うので すけど、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

会計:スタッドレスタイヤの装着に関しては別の契約で対応していますので、こちらには含まれていない状態になっております。

委員:そうですか、これも契約の"無"を"有"にすると何か問題があるのですか。別の方が良いわけですか。(この契約とは)別にスタッドレスタイヤで(契約を)離した方が良いのですか。これは(車とタイヤで)まるごと管理してもらっているわけですので、スタッドレスタイヤは『雪が降ったから(付け替えを)お願いします』とか『冬になりましたから(付け替えを)お願いします』のが(話が)早いと思う。

会計:スタッドレスタイヤの装着に関しましては、リース以外の別の公用車を含めてのトータルの別契約になっておりますので、この契約の該当欄には"無"という形になっております。

委員:わかりました。ありがとうございます。

委員:では、整理番号13番につきましても特段問題なしということで「適正」というふうに 判断させていただきます。

○整理番号14 「令和4年度 年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約」

委員:これも結果としては去年と引き続きということで、同じ業者ですかね。参考までに去年 の契約金額を教えてください。

会計:去年につきましては入札を実施しました。当然この業者も入ってきてはいたのですが、 仕様を勘違いしていたということで、金額を高く設定して結果"不落"という形になり ましたので、随意契約という形になっております。契約金額といたしましては、5,3 46,379円になっております。

委員:今年は1回目が不落になったようですけれども、2回目で何とか落ち着きましたという ことですかね。

会計:そうです。1回目は仕様が少し目立つ、業者が入れない(応札できない)ような仕様になっておりまして、該当箇所になりますと資料48ページの(7)、『個人情報関係のセキュリティマネジメントシステム』以下のところなのですが、こちらの部分で(事実上)入れない(応札できない)状況になっておりまして、(政府)調達の原課とも話をさせていただきまして、そこ(該当部分)の見直しをさせていただきまして、資料23ページの(7)のところに文言を変えさせてもらって応札になって落札という形になっております。

委員:条項を変えただけで、予定価格は変えずに落札になったということですね。

委員:はい。では、整理番号14番につきましても特に意見がなさそうでございますので、「適正」というふうに判断させていただきます。

委員:これもいくつかの業者に声はかけていただいていたようですけれども、結果として2者になったということで、いろいろ理由は書いてもらってありましたけれど、やはりメーカー等の関係とか・・・。先ほどの整理番号4番(の案件)ではないですけど、本体価格に応じてある程度業者が絞られてきてしまうのかなという感じを受けさせていただきました。ただ、予定価格との差がこれもまあまああったようにと思うのですけども・・・。 比較的整理番号4番の契約業者さんは(予定価格と契約金額が)近い額ですけれど、この契約業者さんはだいぶ低い額で入れて(入札して)いただいて、結果として低く落札できてよかったのかもわかりませんけれども、予定価格の段階でも契約業者さん(が参考見積を)出してもらっているわけですよね。

会計:そうですね、(参考) 見積を出していただいています。

委員: 資料72ページですか、これ(予定価格)と(契約金額が)だいぶ違うのは何か理由があるのですか。

会計: そうですね。この(参考) 見積だけではなく、インターネット等からも各社の平均を取って(予定価格を)立てたということで、若干この(参考) 見積書とは違う価格で出てきて(入札して) いるのではないかと思います。

委員:契約業者さんは一応900万くらいを(参考価格で)見積もったわけですよね。ただ入 札が570万。だいぶ低いのですけれどもこの時の(参考)見積の仕方と入札が何か違 うところがあるのかどうか・・・。

会計:(参考)見積の段階では手のうちを隠すじゃないですけれども、ある程度は(利益を)見 込んだ状態で出してきて、いざ本番となると正式な価格でということで、やっぱりどう しても(入札価格が)差が出てきてしまう・・・。

委員: それは当然わかるのですけど、(参考見積と実際の入札金額との)差があまりにも広すぎないかなという話です。ある程度自分の価格を盛っておいて予定価格を引き上げておいて、自分が有利になるような形でこの(参考)見積書を出されると予定価格が決まってしまうかなぁと・・・。その辺(の意図)があるのかないのか良くわかりませんけれども、結果はそういう形で入札できましたので・・・。問題ないかはわかりませんけれども、予定価格の適正化というのですかね、その辺ご検討をいただければと思います。

委員:ちなみに、マイナンバーの利用率は高まってきているのですか。

会計:マイナンバー自体は国民の皆さまが6割、7割という話はありますけれども、労働局に おいてもだいぶ利用率は少しずつ上がってきている感じなのかなと思います。

委員:これを導入する効果はあったということですね。実際には、現場の中でも使っていただいて、活用していただいているということなのですよね。某市の(監査の)仕事も少しやっていますが、中々利用率が上がってこないということで、行政の方も非常に困っていろんな周知とか(他にも)いろんなことをやってみえるみたいですけれど、まあこれが普及し始めると業務が効率化し始めるので良いと思います。使いやすいようなシステムを入れておいていただいた方がいいかなと思います。

委員: 今使ってもらっていただいている (システムの) 中では問題とか大きなトラブルはないのか。

会計:特段そういった話は、うかがってはおりません。

委員:予定価格の問題といいますか・・・これに限らずなんですけれども、予定価格の全般的な(問題)、(予定価格が)十分な設置(金額)かということは問題にしておきたいと思いますが、この案件につきましては特に問題なしということで、「適正」と判断させていただきます。

○整理番号16 「三重労働局管下14施設における自動体外式除細動器(AED)購入及び設置等の契約について」

委員:(資料の) 41ページのところと43ページのところで、このAEDの価格(入札単価) に少し差があるのですが・・・153,000円と95,000円。これは何か種類が 違うAEDなのですか。

会計: そうですね。実際どういったもので入るかというのは確認をしていないのですけれど、 仕様としては同じになっております。AEDもたくさん種類がございますので、(自社の) 取り扱うところ(卸)との契約等でこういう金額になっているのかなと思われます。

委員:わかりました。ありがとうございます。

委員:結果として入札業者さんが大阪ですので、取扱量が多いから単価が安くなるということ なのですかね。

会計: そうですね。おそらく入札、応札される業者さんの取扱数で仕入の金額が変わってくる と思いますので、結果そういうことになったのかなと思います。

委員:大阪の業者であること自体に何か支障があるとかは一切ないですよね。

会計: そうですね。導入はすでに済んでおりますけど、その時に支障があったとか現在何かあるというところは聞いておりません。

委員:ちなみにメンテに関してはその業者にお願いするのですよね。

会計:そうですね。何かあればAED自体からアラームみたいなのが鳴ると思いますので、その時に対応にはなっておりますし、基本保証というのがありますので保証期間内であればその業者に対応していただくという形になります。

委員:こういうものは緊急性が求められますから、すぐに飛んできてくださいということになると思いますけれども、そういう時は大阪(本社)なり、近くのところ(拠点)から飛んできてもらうということなのですよね。

会計: そうですね。

委員:AEDは何年に1回購入の予定になっているのですか。

会計:前回が平成27年に購入しておりますので、だいたい5年から6年くらいが耐用年数かなと(思います)。

委員:平成27年に購入して、今回が令和4年ですか・・・。7年くらいですね。

会計:そうですね。一般的には6~8年ぐらいと聞いておりますので。

委員: ちなみにこの7年くらいの間に、AEDが使われたというのは、何件くらいあるのですか。

会計: 私がこの仕事にずっといたわけではないのですが、使ったというのは聞いたことがないです。何かあった時のためのものになりますので、こちらは緊急避難先にもなっている

ので、何か使うことがあれば使用できるような状態に常にしていかないといけないというところで、(AEDを)更新して消耗品も変えているという状況になります。

委員:これは訓練等皆さんがされていて、職員さんとかだいたい(使用)できる感じなのですか。(実際に)使われるのですか。

会計:そうですね、消防訓練等もありまして、そちらの方で・・・。全員ではないですけれど AEDの取り扱いというのも何人か体験してもらっていますので、問題ないのではと思います。

委員: ありがとうございます。

委員:車のエアバックと一緒で使わないのが一番。使う時には大変なことだと思います。保険 みたいなもので、(そこにモノが)あることが必要なのでしょうけれども。ただ消火栓で もそうですけれども、置いてあっても使い方を私自身も知らないのですよね。火事にな った時にどうやって使ったらいいのかなと。ただ、AEDも自動音声等で使い方説明し てくれますとかいう話は聞いたことがありますけれども、実際現場を見たことがないで すし、実際使うとなると大変なことになるだろうなと思いますけど・・・。(AED)を 置いておくことは必要でしょうし、使わないに越したことはない。

委員:整理番号16番につきまして、特に問題はないということで「適正」と判断させていた だきます。

○整理番号17 「令和4年度 三重労働局管内公共職業安定所 (4所分) のボイスコール保守業務契約」

委員:随意契約ということですから、ここしかしょうがないというか業者さんがここしかない、 (契約の相手方名を) 埋めようがないというなのですよね。

会計:はい。

委員:これは資料の5ページのところを見ますと、桑名・四日市・鈴鹿・松阪の職安さんなのですが、津とか伊勢とかは(導入しなくても)よろしかったのですか?

会計:津はもうすでに導入しておりますので、今回の契約には含まれていないです。

委員:同じ「ネコの目システム」というものなのですか?

会計:ではないのです。(今回の契約業者とは)別のメーカーさんのものになっております。

委員:この「ネコの目システム」というのは、津とか伊勢とか・・・津のシステムと伊勢のシ ステムとは同じなのですか。

会計:津はすでに導入済で、今回4か所(ボイスコールが)入って計5か所あるのですけれど 他のハローワークはまだ導入していない状態となっております。

委員:伊勢とかは?

会計:伊勢もまだ入っておりません。

委員: そうすると、その(導入済みの職安の)中からどのシステムが良いのかと(いうのが導入が進むにつれ)段々わかってくると思うのですけど、「ネコの目システム」というのは基本的に津とかのシステムより良いとかの判断ではなかったのですか。

会計:機器の導入自体は入札で対応しておりますのとやはりインターネットを通じてそういった機器を繋いで呼び出しっていうのはだいぶシステム自体もグレードアップしてきてお

りますので、今回は津の使用端末の仕様で業者さんの落札をいただいております。

委員:わかりました。ありがとうございます。

委員:システムは違いますけども、ボイスコールの使い方とかはだいたい一緒なのですか。今 回の話とはちょっと違う話になってしまうのですが・・・。

会計: 私もハローワークの勤務がなくて実際ボイスコールを見たのは津のハローワークでしかないのですけれども、こちらでは自分で(利用者側として)どのコーナーに行くのか選んで、職員個人がこういう端末のようなもの置き呼び出しをしているということなのですけれども・・・。

委員:大枠は一緒なのでしょうね。

会計:機能としては・・・。

委員:一緒なのですね。ただまぁ、今日の話とは全然違う話なのですが、システム一緒の方が 良いところもあったりしますね。その辺は入札ですから仕方なかったかもわかりません けれども、津だけ先行したというのは・・・やっぱり試し、試用みたいな形で先行して しまったということですね。

会計: そうですね。おそらくそうだと思いますし、金額的にも中々高いので(県)全部という のは難しかったのかなというところですね。

委員:4つは一緒にやった。

会計:4つは一緒に。これ用に予算は採れましたので。

委員:将来的にはシステムを統一化していくという話になるかもわかりませんし、そうするとまた余分なお金がかかるってしまうかもしれませんけれども・・・。これも一長一短いろいろありますよね。一回乗っかると(システムを)中々変えられない。我々事務所の業務もそうですけれども、一回入れてしまうと中々変えようがないというようなところがあって、どうしてもそこに頼らざるを得ないというところがありますけれども・・・。

委員:はい、随意契約・・・これからずっと随意契約が続きますけど、そういう意味では入札 ということからちょっと外れてしまいますけれども、仕方ないという表現でいいのかど うかは別として、整理番号17番についても特に問題なしということで、「適正」という ふうに判断させていただきます。

○整理番号18 「令和4年度 障害者就業・生活支援センター事業(四日市圏域)契約」

委員:これも確か例年同じような(案件が)挙がっていたと思いますが、ここしかしょうがないというところでしたよね。委託業務ですので、いつも言いますけれど、出口(監査)の方をしっかり見ていただくということですね。

委員:表紙のところですけれど、予定価格と契約金額の間に350円くらいの差があるのですが、これはなぜ一緒にならなかったのでしょうか。

会計:予定価格は予定価格として立てまして、契約の相手側から見積のようなものを出していただきますので、どうしてもやはり差額は生じます。

委員:随意契約であってもこの金額でという感じで。

会計: そうです。

委員:随意契約の場合、だいたい予定価格と契約金額が同じような額というのが (案件として)

多いような気もするけど、そういう感じではないのですね。

会計:この契約は年間8か所ありますけれども同じような形で・・・はい。

委員:はい、わかりました。ありがとうございます。

委員: 先ほどのご質問の延長線ですけれども、結局随意契約ですから本来は見積りが先あるのですよね。それで額を決めていくわけじゃないのですか、一般的には。

会計:一応本省から予算の上限額の様式の一覧が来ておりますので、そこの部分を基に予定価格を立てて、あと資料の5ページの方の文書で各センターの方に依頼をかけております。

委員:本省からきた額は、もうちょっと大きな金額だと思います。ピッタリのこのような金額ではないとは思います。それに基づいて各部署へおろして。その業者さんも随契ですので、特定の業者さんと話合いをしながら見積りを取って予定価格を決めて契約をする。 (落札率が) 100%になるのが普通なのですが・・・。

委員:では、整理番号18番につきましては、随意契約特に問題なしとして、「適正」と判断させていただきます。

○整理番号19 「令和4年度 高齢者活躍人事確保育成事業委託契約」

委員:これも随意契約ですし、県からの指定で、これしか仕方がないということで、先ほどの話、これも少し(予定価格と契約金額との間に)差額があり、これも有りうるということで、積算の段階で見直していったことで最終契約は(予定価格より)少し低くなるということもある。ちなみに、少しこれとは関係ない話ですが、シルバー人材センターさんの人手不足、高齢化でいろいろなところで困ってみえる、他の行政なんかで、今までシルバーさんにお願いしていたのが、お断りされて実際にはもう二度とやりませんという話がそこら中から聞こえてくるのですけども、これにつきましては引き続き今後もやっていただける状況なのですかね。

会計:この契約ということでしょうか。

委員: はい・・・はい。

委員:今年は契約していますからいいですけれども、今後といいますか将来は・・・。

会計: 来年度に関しては、本省の方から指示がこれば・・・その時には進めていくという形になります。

委員:シルバーさんにお願いしていたものが(シルバーさんの人手不足で委託そのものができなくなり)ものすごく困ってみえるのがいっぱいありますので、そういうことにならないように何とかお願いしたい。(本省から)お願いされれば、向こう(シルバー)も引き受けされるのでしょうが、事業が継続できるような体制になっていただくといいかなと思います。

委員:整理番号19番につきましては、問題なしということで「適正」というふうに判断させていただきます。

○整理番号20「伊勢公共職業安定所会議室及び事務室賃貸借」

委員:これ1年契約で毎年契約されているようですけれども、今後は(どうなるのか)・・・。 (ハローワーク)伊勢、建て直されたのですよね。変わるのかどうか、その辺見込みと して教えてください。

会計:今回ご承知のとおり、12月にハローワーク伊勢が移転しております。それに伴いまして、こちらの賃借事務所は12月末で契約を解除しております。従いまして、12月中に原状回復工事を行いまして、12月末で返還ということになりまして、以降は契約を解除の状態となっております。

委員: ということは今もう借りてないのですか。契約を解除されているわけですよね。そうすると賃料なんかも12月分までで3ヶ月間は前払、(過払い分を)返してもらうか・・・。 要は精算で、ただ原状復帰(回復)だけはなされたということですね。

委員:解約については変更契約が書かれている、そういうのは別途あるのですよね?

会計:これは本契約の変更ではなく、契約書に『解約時2か月前までに申し出ることによって 解約が成立する』という条項がありますので、それに従いまして(先方に)申し出まし て解約をしております。

委員:ありがとうございます。

委員:はい、では整理番号20番につきましても特に問題なしということで「適正」と判断させていただきます。

○整理番号21「伊賀公共職業安定所来所者用駐車場賃貸借」

委員:契約書(の写し)が8ページ以下についているのですけれども、これの賃貸借料というのは月で払っているのか、年単位で払っているのかを教えていただけますか?

会計:賃借料は月払いで、月々で払っております。

委員:契約書を見ますと、5条で『請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に賃貸借料を甲に対して支払う』となっています。

会計:第5条によりますように、請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に賃貸借料を払うものとなっておりまして、月々請求書が参りますので165,000円、これを毎月払っているような(形です)。

委員:不動産の賃貸借の契約では月払いなのか、先ほどの(案件の)契約は3か月ごとに払う という契約になっていましたけれど、これは統一がされていないような形ですか。

会計: これは相手の事情もありますことから、だいたい月払いが主流なのですけれども、中には3か月単位で支払うもの、それから半年単位というふうに統一がされていない状態になっておりますね。

委員: 先程のケースですと3か月後に後払いになっていましたけど、後払いのケースも相手方の要望になるのですか。

会計:そうですね、先ほどのケースにつきましては先方のご意向がありまして、3か月単位の 後払いということになっております。

委員:わかりました。ありがとうございます。

委員:相手様があることですので中々一律にはいかないのでしょうけれど、統一的な契約書を 作るということではなくていいわけですよね。 会計:はい。

委員:はい、では整理番号21番につきましては、特に問題なしということで「適正」という ふうに判断させていただきます。

○整理番号22「新型コロナウィルス感染症対応休業支援金センターの賃貸借契約の締結について」

委員:契約の話から外れてしまいますけれど、所謂費用対効果といいますか、この休業支援金センターの利用状況、稼働状況はどういうものか。良くご利用いただいているのでしょうか。

会計: こちらの物件につきましては、休業支援金の給付金の・・・主に審査を行うためのセンターでありまして、お客さんが直接来るということはございません。従いまして、職員のみでこちらに運び込まれた休業支援金・給付金の書類を審査いたしまして、審査終わりましてから三重労働局にまた(書類を)返還するという形の事務処理を行っております。

委員: (センターが入っているのが) 大型小売店舗ですので窓口でお客さんがいっぱい来られて 相談業務等するのかなと勝手に想像しましたけれど違うのですね。わかりました。

委員: (一般的な)相談窓口なかったですか。受付の方などいろんな方が(いませんでしたか)・・・。 いろんな一般の方からのご相談とか受け付ける場所というのはなかったですか。

会計: それはハローワークの方で(対応になります)。こちらは(受付窓口が)全国(一括)で 確か京都に本部があって、そこから三重(労働)局分が送られてきて(当局が事務処理 を行う)という形で審査をしています。

委員:ハローワークさんからは(一般の方向けに)いろいろ活動というか周知とか相談とかやってみえるわけですか。

会計: そうですね、はい。

委員:はい、整理番号22番につきましても特段ご意見なさそうですので「適正」というふう に判断させていただきます。

○整理番号23「雇用調整助成金の特例措置に伴う体制強化のための事務室賃貸借」

委員:(資料の)9ページのところ、いや8ページですか。2~4階を借りられていますが、これは例えば1階とか、2階、3階、4階のどれかにある程度もうちょっとまとめていくということはできなかったのでしょうか。つまり、3階がA(区画)・B(区画)しかないのか、4階はC(区画)・D(区画)しかないのか。2階、3階、4階で別個全部借りられるのか。その入居ビルの中がどういう風な状況になっているのかわからないですけど・・・2階、3階、4階と分かれるのではなくて、1階、2階だけで終わるのか、1階、2階、3階だけで終わるのかという風にはできなかったのでしょうか(もっと合理的に賃借できなかったのか)。

会計:こちらは2階、3階、4階と借りておりまして、それぞれ階ごとに機能別になっており

まして、2階で審査事務を行いまして、3階で来客対応の相談室を設けておりまして、4階は主に書類等を置く部屋というふうにそうした分担で使っている状況であります。

委員:入居ビルでは他に空いている部屋等もあるわけですか。

会計:入居ビルでは他に空いている部屋はありません。1階は入居ビルの会社の事務室に充てられまして、ここは借りることができませんでしたので、それ以外の2、3、4階ですべて借りておりました。

委員:はい、わかりました。

委員:では、整理番号23番につきましても特段問題なしということで「適正」というふうに 判断させていただきます。

○整理番号24「伊勢公共職業安定所新庁舎における建物賃貸借契約」

委員:わかってないので教えて欲しいのですけれども、新庁舎との関係と言いますか、(ハローワーク伊勢の) 新庁舎というのは前あったところを建て替えたのですよね?

会計:(新庁舎は伊勢)駅前になりまして、(以前と)場所は変わっております。

委員:変わっているのですか。これは何ですか、『新庁舎における』って・・・。これが新庁舎 ですか?

会計:はい、そうです。

委員:新庁舎は借物件ですか。

会計:(先方の)賃貸物件となります。契約業者との、はい。

委員:これからずっとここに借り続けるということになるのですか。

会計:そうですね、はい。

委員:前(旧庁舎)の建物は・・・所有はどうなりますか?

会計: そちらは原状回復というような形で、取り壊しを行ってから (国有財産の管理官署である) 財務 (局) の方に返すという形になっておりまして、取り壊しの時期がまだこれからという形になりますので、そこで・・・はい。

委員:じぁ、あれは「公」のものなのですよね。土地、建物。

会計:はい、そうです。

委員:また再利用か何か(されるのか)。

会計:財務(局)に返して、財務の方でまた(そのときの対応)というような形になります。

委員: そこ (旧庁舎跡地) に建て直すという発想はなかったのですか。

会計: その新築と賃貸(物件)の中で・・・当然予算というものがあって、その中で賃貸(物件)の方が(良い)というようなことで決まっていったと思うのですけども。あと、前の伊勢のハローワークはすごく狭くて、(土地の)形もすごく歪なところに建っておりましたので、そういう(跡地に建て直す)話にはならなかったと思います。

委員:現場も見ずに、(また状況が) わからず申し訳ないです。ただ、地利用といってもなかなか限られてくるというか新しいものを建てるとかいうような場所ではないのですか。

会計: そうですね。

委員:(新庁舎は)駅前ですから便利なことは便利ですよね。

会計:今度のところはそうです。(駅から)徒歩3分くらいのところです。

委員:前のところは?

会計:伊勢市役所の道を挟んで前にあったのですけれども、すごく小さなところに。

委員:ちょっと狭い道・・・、道を挟んで(庁舎も)狭め・・・。

会計:はい。

委員: (資料の) 2ページのところでわからないのですけれども、伊勢市が入居しなかったらハローワークさんも入居できないという形なのですか?

会計:「雇用と福祉の(同入居)」というところが・・・。伊勢市開発プロジェクトというのが 平成29年に立ち上がった中で(要件として挙がっていたが)、先にこちらのハローワー クの工事が完了していた中で、そこ(資料2ページ)にも書かせていただいているよう に伊勢市の入居が一旦白紙になったというところでこちらの入居も止まってしまったと いうふうになります。

委員:伊勢市と労働局さんというのは別組織じゃないですか。

会計: そうですね、はい。

委員:伊勢市が入居できなくても、ハローワークさんの入居は関係ないというわけではないのですか。繋がっているのですか。

会計: イコールではないということですね。(当局が) 伊勢市の動向を窺っていたとは書かせて もらっているのですけれども、その中で入居の時期を模索していたというような形では あります。

委員:伊勢市と一緒に何かをするという形なのですか。伊勢市がもし入居が決まらなければ、 この移転はなかったということなのですか。何か工事が完了してから・・・・。

会計: そうですね、工事はすでに完了しておりましたので、その中で・・・。

委員:令和3年3月に完了しているけれど、そこで入居せずに1年とだいぶおいてから入居ですので・・・。ちょっとその間利用できないというので、「損をしている」状況になっていると思うのですけれど・・・。ちょっとわからないのですけれども、伊勢市の動向と職安さんの動向がどうしてこう一致しなくてはいけないのかそこがわからない。伊勢市と三重労働局さんの関係がちょっと・・・。

会計:市と国になりますので、組織としては当然別々にはなる中で・・・・。

委員:伊勢市開発プロジェクトの要件、『雇用と福祉の同入居』はどういった内容ですか。

会計:『雇用』がハローワークになって、『福祉』が伊勢市の福祉部門がそこ(新庁舎)に入るというような形になっておりまして、"一体的"にというようなことがあったとは聞いているのですけれども、今回伊勢市の方も工事をしていて年度内に完成予定とは聞いています。(伊勢市の)福祉部門がこのビルに入ると聞いていまして、雇用と福祉を一体という形で(話が)詰められていると聞いております。

委員:『雇用と福祉』は伊勢市開発プロジェクトに両方、雇用関係と福祉関係が欲しいということであったのですけれども、雇用はハローワークさんですから(先に)雇用だけ入って使わせてもらう、福祉は伊勢市がするのか(他の)公益なところがするのかわからないですが、福祉はまた後から(入居)にすれば、完成してからすぐに使えたのではないかと思うのですけど、伊勢市と(時期的にも)同入居になるのですか。時期がずれても工事が完成したなら使わせていただくということではなかったのですか。

会計:おそらく、財務(局)との兼ね合いで要件が伊勢市と(同時期に)一緒に入るということが多分元々あった中で(新庁舎移転の)「承認」をもらっているので、その前にまだ伊

勢市も破綻状態で入ってない中で(ハローワークは工事も完了し入居できる状態なのに) 賃料だけ発生させてというのが・・・(とどのつまり)多分(時期的に)一緒に入るというのがそもそもプロジェクトとしての大前提という頭があって、ちょっと(当該プロジェクトが)止まっていたのを・・・今回工事だけ先にやっていたということも当然あるのですけれども、(ハローワークの)移転自体は伊勢市も(正式に新庁舎に)入ることになったので進んだという理解ではいます。

委員:ちなみに、(資料の2ページには)この『開発業者が資金繰り悪化等により伊勢市の入居が一時破綻状態となった』とあるのですけれど、そうするとこの工事が無駄になるということですか。

会計:もし伊勢市がそのまま全く入らなければ、しばらく・・・まあそこを伊勢市とちゃんと やってくださいねという交渉はいろいろ我々(労働局)としても『早く入ってください』 という話はしていたはずです。

委員:ちなみに、資金繰りが悪化したことによってこの物件は・・・(資料の)6ページのところを見ますと、(新庁舎は)12階建てなのですが、第4条のところの不動産等の表示のところの真ん中くらいの『本施設の表示』の5行目の建物の構造を見ると、12階建てではあるのですけれども鉄骨造になっているので、もしかすると当時は鉄筋コンクリートだったのを・・・資金繰り悪化でこういう風に変更したのかという・・・まあ建物ですけれども、鉄筋コンクリートよりは、鉄骨造ですから・・・ちょっと変わっているのかなと思ったのですけれど。入る分については問題ないですが、鉄筋コンクリート造と鉄骨造だと、騒音とかそういったものとか、その熱の入り方とか変わってくると思うのですけれども、変更あってこういうふうになったのか・・・ちょっと(私は)わからないのですけど。

会計:建物自体は特に変更があったとは聞いてなくて、事業主(である)契約業者というのが 地主さんの団体になっていまして、社長自体が替わったとは私も聞いているのですが。

委員:色々新聞でみました。

会計:はい。建物自体がどうのこうのということは聞いておりません。

委員:鉄骨造の12階建てというのは・・・普通マンションだと鉄筋コンクリートなっていますよね。住居でもそうですし・・・。なおさら事務所関係になると、もっと頑丈なものを普通は作るはずなのですけどね。移動書庫とか重量がかなりありますから、それを鉄骨で造るとたくさん重いものが(賃借しているスペースに)入ると耐えられるのかどうか・・・私にもわからないですけれど。

委員:ちょっと余談なのですが、(資料の) 9ページのところで、この契約書以外は労働局さんが作成されているのですか。建物の賃貸借契約書は、(資料の) 5ページのところの。

会計:契約書自体は、相手方の契約業者さんと擦り合わせを何回かした上で(作成している) とは聞いています。

委員: (資料の) 9ページのところで、第17条の『属性要件に基づく契約解除』なのですけれども、五号のところで『社会的に非難されるべき』の"非難"(の字)が地震時の"避難"になっています。

会計: すみません。この間、厚生労働省の最低限(条項に)入れる項目と向こう側との擦り合わせの中で(見直しを)やっていたのですけど、"避難"の字は確かに(ご指摘のとおり)違っていました。

委員:ありがとうございます。

委員:よく、こういう契約を結ぶ前に「リーガルチェック」と言われて、よく受けられると思うのですけど、そういうことを労働局は受けられるのですか?

会計: それは受けてないです。

委員:労働局の中の法務部というか、そういうところはないのですか。法務課みたいなところ ですけど、そういうの(部署)はないのですか。

会計:はい。

委員:では、担当者レベルで契約を作るということになるわけですね。

会計: そうですね。当然、最終決裁というのはもちろんあるのですが・・・。内部では(そういう組織はないです)・・・。

委員:法律の専門家等、有資格の資格は別として、そういった方がチェックするということは ないのですか?

会計:ないですね。

委員:一応、契約内容につきましては、問題はないということで「適正」ということで判断させていただきます。

以上、予定させていただいた24項目につきまして、全て「適正」という判断をさせていただきます。中ではやは91者入札の問題であるとか、それから予定価格の精度の問題であるとか、それから表記の問題でね。税抜き、税引きの話もさせていただきましたし、細かいお話はさせていただいたところでございますけど、全治的には「適正」にされていると判断させていただいて審理を終了させていただきたいと思います。

2 h 4 3 m 3 4 s